

二宮町税条例改正の概要

①個人町民税

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが改正されました。
「控除対象配偶者」の定義を改め、改正前の「控除対象配偶者」に該当するものは、
「同一生計配偶者」と名称が変更されたことに伴い、関連する条文の名称を変更するものです。
(個人均等割の非課税)

第9条の2 控除対象配偶者 を 同一生計配偶者 に変更

②法人町民税

平成28年度税制改正により、地方法人課税の偏在是正するため、法人町民税法人税割の税率を引き下げます。
消費税率10%に引き上げられる平成31年10月1日以降に開始する事業年度の法人より適用となります。
この法人町民税法人税割の減収分は国税化され、地方交付税の原資に繰り入れられます。
(法人税割の税率)

第13条 100分の9.7 を 100分の6.0 に変更

③固定資産税

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(わがまち特例)

平成30年度税制改正により、地方税法の改正による特例措置の適用を2年延長することに伴う税条例の改正です。

わがまち特例 従来法律で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるようにするもの。

改正後条項	対象資産	特例割合	
附則第15項	第1号 公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設)	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(現行:1/3)	
		公害防止用設備(土壌汚染防止法の特定有害物質排出抑制施設)	法改正により適用対象から除外
	第3号 公害防止用設備(下水道除外施設)	法改正による条項の改正	
	第4号	(太陽光発電設備※)1,000kw未満	1/2 [2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:2/3)]
	第5号	(風力発電設備)20kw以上	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:2/3)
	第6号	(水力発電設備)5,000kw以上	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(新規)
	第7号	(地熱発電設備)1,000kw未満	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(新規)
	第8号	(バイオマス発電設備)1万kw以上2万kw未満	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(新規)
	第9号	(太陽光発電設備※)1,000kw以上	7/12 [3/4を参酌して7/12以上11/12以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(新規)]
	第10号	(風力発電設備)20kw未満	3/4を参酌して7/12以上11/12以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(新規)
	第11号	(水力発電設備)5,000kw未満	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:1/2)
	第12号	(地熱発電設備)1,000kw以上	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:1/2)
	第13号	(バイオマス発電設備)1万kw未満	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:1/2)
	第14号	企業主導型保育事業に供する固定資産	他条項の改正による項ずれ
	第15号	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地	他条項の改正による項ずれ
	第16号	生産性革命設備投資	他条項の改正による項ずれ
	第17号	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	他条項の改正による項ずれ

※温暖化対策事業化実施研究会の提言に基づき、再生可能エネルギーの導入促進を図り支援策を拡充するため、再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備)の特例割合を法律の範囲内において最大限軽減する。